（郵便書留可）　（本號六回）　明治二十四年五月十九日　（定價二錢）

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第三千二百四號
明治廿四年五月十九日　火曜日
書屬辛卯四月十二日　（乙巳）
（西暦一千八百九十一年）

時事新報定價
時事新報へ一年三百六十五日一日も休刊セス其代價郵送料廣告料ハ左ノ如シ
一枚二錢〇一箇月金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	一日以上六日迄	七日以上
一行、一ヵ月付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

露國皇太子の御歸國

露國皇太子殿下には本日神戸御出帆にて愈々歸國の途に就せらるゝよし今回太子の御來遊に付き我國人は官民の別なく爭ふて歓迎の用意に餘念もなき折柄、突然大津の事變起り吉凶忽ち處を換へて我帝室を始め奉り全國人民の厚意も之を歓迎に盡す能はずして却て之を哀悼に表するの不幸に遭ひ遂に中途にして御歸國の始末と相成りたるは是非もなき次第なりと申す可し抑も殿下の御遭難以來我國上下一般の感情は只管その御不幸を悲しみて爲す所を知らざる中にも不幸中の幸と云ふ可きは御怪我の輕傷なる一事にして日ならずして御全癒の態にも聞けば其上は何卒東京に御來遊ありて十分に歓迎の意を盡さしめられんことを願りたる其甲斐もなく御歸國に決したるは甚だ遺憾の至りなれども痛に觀みて之を人生の至情に訴ふるときは其御歸計も實に止むを得ざるの次第なりと推定せざるを得ず傳承する所に據れば殿下は母后陛下の御最愛にして母后には寸刻も側を離し給ふまじとを好み給はず今回の東洋御漫遊も實は殿下より絶ての御願に止むを得ず暫時の間とて御許ありたるなれども親子の至情として母后には深く御心を勞せられ既に御出發後屬ば御呼戻しの御電報もありたる程にて御懸念殊に深かりし由なれば此度の御不幸を聞かせられては其御驚きの程如何計りなる可きやと我輩の想像するに餘りある所なり假令へ御負傷は輕症にして殿下には左さでに思召さずとも母后の御身に取りては一日も早く御對顔ありたきなど山々御ありなんなれば此邊の意味より出でゝ父帝陛下より御歸國の訓令に及ばれたるものならん即ち人生の至情にて此至情の間に處しては何人も能はず云々するなど能はざる所なれば我官民上下の情に於ては誠に遺憾の至りなれども高止むを得ざる次第なりとして自から諦ざるを得ず然りと雖も我國人が前後太子に表したる慶哀の厚意は殿下に於ても必ず淺からず思召さるゝなどあるべく殊に御遭難の事に就ては既に我天皇陛下の御名代として特派大使の御出發もありて委細の事情を彼帝室に陳述せらるゝ筈なる可き筈にして其中には殿下にも意を盡さる御歸國ありて嘗時の有樣より我國上下の厚意を御親ある兩陛下に奏上さるゝに至らば其實樣も必ず感ぜる所ありて日露兩帝室の御交情は更に一層の深きを加ふるに至るや疑ふ可らず左れば今回の御歸國は我國上下の一同遺憾に堪へざる所なれども兩帝室の御交情は今後ますゝ親密なる可き其上に全國人民の太子に對し奉る厚意も必ず貫徹したる所あらんなれば他日再び殿下の御來遊に接して其遺憾を消するの機會なきを得ず我輩は本日殿下の御歸國を送るに臨み聊か一言を陳述し全國一般の希望を代表して一日三秋御再遊の遂ならんことを待ち奉るものなり

官報

〇大藏省告示第十二號
一整理公債證書額面二百萬圓
但發行價格證書額面百圓ニ付金九十九圓三十九錢トス
右整理公債條例第六條第二項ニ據リ本月十六日發行セリ
明治廿四年
五月十八日　大藏大臣伯爵松方正義

〇大藏省告示第十三號
一銀行紙幣百二十萬九千七百八十七圓
合同消却、鎮店銀行引上ケ並ニ流通損札合高
右ハ明治二十二年十月以降同二十三年十二月末日迄當省ニ於テ廢棄ノ手續ヲ了シタルモノニシテ本月十三十四ノ兩日間印刷局構内ニ於テ各國立銀行代理東京銀行集會所委員立會ノ上燒棄セリ
明治廿四年　大藏大臣伯爵松方正義
五月十八日

〇大藏省告示第十四號
東京第三十三國立銀行宇都宮支店ノ儀明治二十四年五月三十一日ヲ以テ閉鎖ス
明治廿四年　大藏大臣伯爵松方正義
五月十八日

〇逓信省告示第百二十七號
左ノ郵便局ヲ廢シ來六月一日ヨリ其事務ヲ取扱ハシム
明治廿四年　逓信大臣伯爵後藤象二郎
五月十八日

位置	等級	局名
阿波國板野郡御戸村大字堂浦	三等	堂浦郵便局
阿波國三好郡三縄村大字川崎	三等	川崎郵便局
阿波國勝浦郡福原村大字福原	三等	福原郵便局

〇逓信省告示第百二十八號
巴里締結里斯本改正萬國郵便聯合條約實施細目規則第三十二條第一項中「フュー」（東部亞弗利加ザンヂバール帝國）ニ設置ノ日耳曼郵便局ハ本年三月三十日限リ廢止ス
明治廿四年
五月十八日　逓信大臣伯爵後藤象二郎

逓信省告示第百二十八號參照
逓信省告示第二百五十四號萬國郵便聯合條約實施細目規則第三十二條第一項（明治二十三年十一月二十七日）
第二（ヘリゴランド）嶋ハ獨逸帝國ニ付テハ日耳曼ノ一部ト看做シ「アビア」（サモア嶋）上海（支那）並ニ「フュー」（東部亞弗利加ザンヂバール帝國）ニ設置ノ日耳曼郵便局ハ同國郵政聯盟ニ屬スルモノトス

雜報

〇露國皇太子殿下御遭難事件特報

（五月十六日午後京都發昨十八日午前本社着）
京都　木下立安氏報

御前會議及び貴顯の動靜　西郷内務大臣は本日（十六日）午前十時より宮内に入し午後には神戸より伊藤井上の二伯歸着し是亦直ちに參内して御前會議を開きたる由にて大山陸軍大臣及び高嶋中將も本日午後三時には東京より當地に來着すべき筈又榎本子爵は今夕發汽車にて東京に歸る豫定なり

大勢稍や定まる　露國皇太子殿下御遭難のみとありてより我官民上下の心配は實に一方ならず種々の杞憂を抱く者ありしも天皇陛下の行幸ありて親しく殿下の御負傷を御慰問遊ばされ其他官民一體に御慰問申上げ其手段機んと至らざるなしと評すべき程なりしより露國皇太子殿下は勿論其本國なる皇帝皇后兩陛下より同國官民共に我國民の至情を酌量ありて遂に兇變の爲めに隣好を敗る樣のみとなるに至りしは寔に以て幸福の至と云ふべし今や使節派遣、滋賀縣知事以下の處分の問題決着し兇徒津田の處刑も亦方に定まらんとすれば大體の形勢略ぼ定まれりと申すべし就ては天皇陛下御還幸の期日も不日仰出さるべし

米價の上下　露國皇太子殿下御遭難は頗る我國民に感動を惹起せしと見え昨（十五日）まで京都市中の米價は一石に付四十錢計り騰貴し居りしが本日の新聞紙上に露國が今回の事に就き感覺を惡しくするみとなく極めて靜穏なる旨の報道見えしより稍や其價格を引下げたり

大津市民　は今回の事變を以て一狂漢の狂なりと看過せず自から其罪に當り謝罪の爲めとして既に露國へ電報を發したる其上に本日神戸港なる皇太子殿下の許へも市民より發電して御慰問申上げ又市民總代として金澤龍藏、中山寛三の二氏京都に出張し御所に拜趨して天機伺ひを爲せしがよは一昨夜十四日の大津町會に於て決議せし處あり

〇再遊の懇願書　京都商業會議所會員諸氏は去る十一日露國皇太子殿下が大津より御入京あるを俟て花見小路有樂館に御光臨を仰ぎ日本古式の料理を差上げんとして金時繪の瞞梳四十人前帽疊木盃長柄の銚子等を準備し接待掛りも男は皆黒羽二重の紋付に羽織袴、女は白襟に黒縮緬の裾模樣を着する筈にて此準備の爲めには凡そ二千五百圓餘も費消したるに當日に至り彼の一大凶變の爲めに折角の計畫悉く水泡に屬したるを人々遺憾に思ひしが殿下の御負傷も左さまでの事なく既に繃帶を解き全く平癒に趣かせらるゝ由を聞き傳へ同會員六十名當議員の上殿下に京都へ再遊の請願を爲さんと決し濱岡光哲、中野忠八、田中彌一の三氏を奉呈委員とあし左の如き懇願書を携へて一昨十七日神戸へ向け出發せしよし

京都商業會議所會員等謹で
大露國特命全權公使ヴヨトリシェヴィッチ閣下に白す

今回　貴國皇太子殿下の我日本に御來遊あらせられ本月九日を以て當京都に入御あらせられしに就ては我々商業者が其幸榮を感喜し擧つて殿下を歓迎し奉り御駐輦中は我等商業者微衷を盡くし聊か献芹の誠を表せんと欲し已に去る十一日
謹しく　御酒を供へて
殿下の御親臨を懇請し翹望して相待ち奉りしに計らざりき同日大津に於て御遭難あらせられたりとの飛報に接し驚愕殆んど其心意を喪失し耐來我々商業者等恐惶憂痛日夜措く所を知らず只偏に神速御平癒あらせられん事を天地神明に冥禱するの外なきのみ
謹しが今や幸ひに

〇御見舞品　露國皇帝陛下御遭難の報に接し我國の有志者より書翰電報を以て御見舞の上申上げたる向多く神戸の御用達なる向は再び當京都に來着の幸を待ち奉り候ひ殿下の御遭難の下に流血の惨を見て殿下の御嬰橫を悲み希くは殿下の御嬰橫を悲みあらん事を願ふ
明治廿四年

〇露國帝室の親戚　少あけれ共皇后陛下の御兄に丁抹國皇帝は實の皇兄にスタンチン親王は露皇后陛下の親王は露皇后陛下の皇帝の皇妹に嫁せしアレクサンドル親王の長は露國皇帝の皇妹にして即ち義兄なるルベルト親王（ルベルト親王三内親王は露皇帝の皇妹にして即ち義兄なる英國女皇陛下の皇妹を娶りて義母に當り女皇陛下の皇妹ッフイヤ内親王は露皇帝の皇妹にして即ち義兄なる又皇太后の皇妹にして即ち義兄なる其他白耳曼の諸侯も同じく露皇后陛下の皇妹にして即ち義兄なるアンベルグ國王は露皇帝の皇妹にして即ち義兄なる

〇九州同志者　紙線者とあるべし
〇九州同志者の八日を以て終し一説は自由黨の總理は代議員會する事、自由黨し同黨實樣の事務員を傾出し黨議の方針に基き諸件を自由黨は地方分權論たるのみなる目的を達するひるの時なるを置きたるは今り此際九州同志を改め、當初九州東北部

殿下の御勇遇に御平癒に開き再び天日下御全癒の上は再び當京都今南業者の幸し奉り候ひ憲綱の下に流殿下の御嬰橫す希くは殿下の御嬰橫あらん事を
明治廿四年